

秋田市各消防署所庁舎自動販売機設置事業者募集要項

秋田市では、飲料水自動販売機を秋田市各消防署所庁舎に設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

これは、設置事業者を競争入札により決定し、庁舎の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を行い、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るものである。

1 入札物件

物 件 番 号	財産名称	配置 人員	所在地	貸付場所	貸付 面積	予定価格(年額・税抜き) ※ 最低落札価格
1	城東消防署 庁舎の一部	49名 程度	秋田市東通六丁目16番16号	消防庁舎 3階通路 1台	1.00m ² 程度	35,800円
	城東消防署 広面出張所 庁舎の一部	20名 程度	秋田市広面字堤敷38番地1	消防庁舎 1階通路 1台	1.21m ² 程度	
2	秋田南消防 署庁舎の一 部	44名 程度	秋田市御野場二丁目15番5号	消防庁舎 2階室内 1台	1.21m ² 程度	70,600円
	秋田南消防 署河辺分署 庁舎の一部	20名 程度	秋田市河辺和田字北条ヶ崎27番地1	消防庁舎 1階風除室 1台	1.01m ² 程度	
3	土崎消防署 庁舎の一部	57名 程度	秋田市土崎港西四丁目2番10号	消防庁舎 2階通路 1台	1.11m ² 程度	77,200円
	土崎消防署 寺内出張所 庁舎の一部	20名 程度	秋田市寺内字三千刈142番地	消防庁舎 1階通路 1台	1.00m ² 程度	
4	秋田消防署 新屋分署 庁舎の一部	28名 程度	秋田市新屋比内町6番63号	消防庁舎 2階室内 1台	1.00m ² 程度	47,500円
	秋田南消防 署雄和分署 敷地の一部	20名 程度	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	消防庁舎 敷地 1台	1.01m ² 程度	

※予定価格については、過去売上金額の10%から20%の間で設定している。

2 日 程

項 目	日 程
受 付 期 間	令和8年2月13日（金）から 令和8年2月26日（木）まで
入札日および場所	令和8年3月6日（金）午前11時 秋田市消防本部 4階会議室
契約の締結期限	令和8年3月12日（木）まで

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 法人にあっては市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあって市内で営業を営んでいる者であること。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

(3) 貸付料等

ア 貸付料

秋田市が設定する予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料とする。

貸付料は別途発行する納入通知書により年度毎に指定期日までに納入すること。また、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

自動販売機の設置等、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。電気料は設置事業者が子メーターを設置（計量法第16条を遵守すること）のうえ、市が計測し月毎に別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。

ウ 遅延損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利5%の遅延損害金を加算して支払うこと。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。

ウ 販売品目は飲料（酒類又はその類似品を除く）とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下と

する。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機（飲料水自動販売機）1台に2個（スチールおよびアルミ缶用、ペットボトル用）の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

(6) 売上高等の報告

秋田市が必要としたときは、自動販売機の売上げ状況、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、指定期日までに原状回復すること。

5 入札申込手続き

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を持参すること。

申込受付期間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月26日（木）まで

（土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで）

※申込書等は持参によることとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

提 出 先 秋田市消防本部 4階 総務課

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書

イ 法人にあっては法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人にあって住民票の写し

ウ 完納証明書（秋田市役所市民税課で発行したもの。写しでも可。）

エ 誓約書

オ 入札保証金免除申請書（該当する場合、添付書類あり。）

※法人登記簿および住民票、完納証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

※入札参加申込書、誓約書および入札保証金免除申請書は秋田市ホームページから入手すること。

(3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 提出された申込書の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、令和8年2月27日（金）までにFAX等により行う。（予定）

6 入札の手続き

(1) 入札方法

- ア 入札は令和8年3月6日（金）午前11時 秋田市消防庁舎4階会議室で行う。
入札開始時間の10分前から受付を開始する。
- イ 入札保証金は入札金額の100分の5以上（1円未満切上）の額とする。ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号に該当する場合は免除する。（別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を確認すること。）
- ウ 入札書に記載する入札金額は、貸付場所における1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札金額とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。（消費税および地方消費税の加算に当たっては、100分の10に相当する額を加算する。）
- エ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。
- オ 代理人の者が入札される場合は、委任状が必要になるので、物件毎に必要事項を記載し記名押印し持参すること。
- カ 入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

- ア 指名通知書の写し
- イ 入札書
- ウ 委任状（代理人の者が入札される場合に必要）
- エ 入札辞退届（必要に応じて）
- オ 入札保証金が必要な場合は納付済通知書

※入札書、委任状および入札辞退届は秋田市ホームページから入手すること。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- (2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (3) その他指定した以外の方法による入札

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 落札決定後の辞退はできない。

9 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。また、下記書類を提出後、具体的な条件等について協議の上、「貸付契約書」を締結する。

- (1) 行政財産借受申込書
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力がわかるもの）

10 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、秋田市財務規則(昭和40年秋田市規則第6号)、その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 自動販売機の規格、条件等については、別紙「自動販売機の規格および遵守事項等」を確認すること。
- (5) 募集に関する問い合わせ先

秋田市消防本部総務課 管理・企画担当 (電話) 018-823-4000